

6 誘導施策

都市機能誘導区域への都市機能増進施設の誘導や、居住誘導区域への居住の誘導、さらに都市機能や居住を効果的に維持・誘導を図るための公共交通ネットワークの形成や、誘導区域外における生活を支えるため、関連部局と連携しながら誘導施策を総合的に展開していきます。

まちづくり方針1 滝川暮らしの質の向上

- ①JR 滝川駅周辺における滞在・交流を生む拠点の形成
- ②ウォーカブルで都市拠点の魅力を高める取組の展開
- ③都市拠点における居住の誘導
- ④都市機能を確保するための居住誘導と土地利用の維持、ネットワークの確保
- ⑤生活に必要な公共交通ネットワークの形成
- ⑥公共交通の利用促進策の推進
- ⑦公共施設等の適正配置

まちづくり方針2 滝川に人を惹きつける魅力の創造

- ①高次都市機能の立地を確保する土地利用の維持
- ②広域道路ネットワークの形成
- ③広域公共交通ネットワークの確保
- ④交流拠点の形成
- ⑤高齢者に対応した住宅の供給・整備
- ⑥移住・定住を支える住宅供給
- ⑦空きビル・空き家・低未利用地等の有効活用と不動産の流動化の促進
- ⑧自然環境・農地の保全
- ⑨コンパクトなまちづくりと連動した都市公園の再編

7 防災指針（防災・減災まちづくりの取組方針と取組）

居住誘導区域等における災害リスクに対して、計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むための指針を設定します。

取組方針① 被害の回避

- ・災害ハザードエリアにおける誘導区域の除外
- ・災害ハザードエリアにおける開発抑制
- ・災害ハザードエリアからの移転に関する支援の検討

取組方針② ハードとソフトによる防災・減災対策

- ・国、北海道と連携した河川の治水対策、土砂災害防止対策の推進
- ・国、北海道と連携した緊急輸送道路の計画的な整備の推進
- ・大規模水害時を想定した庁舎機能の移転対策等、防災対策の推進
- ・水道施設、下水道施設等の防災対策の推進
- ・要配慮者施設等も含めた早期に避難できる体制の整備
- ・市民や関係機関等との情報伝達体制の強化
- ・出前講座などを通じた避難所や避難行動の周知
- ・ハザードマップの作成と市民への周知（継続）
- ・防災訓練や防災意識を高める取組による防災教育の推進
- ・「コミュニティ・タイムライン」の作成
- ・非常用物資の備蓄推進 など

8 目標値の設定

本計画の必要性や妥当性を市民等の関係者に客観的かつ定量的に提示するとともに、PDCA サイクルが適切に機能する計画とするため、計画の目標値を設定します。

	評価指標	基準値	目標値	
			【中間年】 R14 (2032)	【目標年】 R24 (2042)
都市機能誘導	誘導施設の新たな立地	6施設 (R4/2022)	9施設	13施設
居住誘導	居住誘導区域内の人口密度	32.6人/ha (H27/2015)	27.4人/ha ※参考：推計値 26.6人/ha	24.3人/ha ※参考：推計値 22.4人/ha
公共交通ネットワーク	市内を循環するバスの年間利用者の推計値	約16万人 (R3/2021)	約14万人	約12万人

滝川市立地適正化計画

概要版

令和5年3月 滝川市

1 計画策定の目的・背景

滝川市では、人口減少・高齢化の進行、厳しい財政状況、公共施設等の老朽化、中心市街地の空洞化などの課題を抱えている中、人口減少下においても持続可能で効率的なまちづくりを進め、利便性の高い都市構造の実現に向けた「滝川市立地適正化計画」を策定します。

位置づけ：都市計画マスタープランの一部に位置付けられる計画です。

計画期間：令和5年度（2023年度）～令和24年度（2042年度）のおおむね20年間とします。

計画区域：都市計画区域全域を対象とします。

◎なぜ、いま「コンパクトシティ」か？「立地適正化計画」か？

①人口減少によって、市街地のスポンジ化・低密度化が進行し、商業等の生活利便施設の減少も懸念されるため、防災面を考慮しながら、**ある程度の人口密度を保ち、生活関連機能を維持確保していく区域を「今から」**示し、各種誘導策を連動させていくことが必要。

②商業・医療等の生活利便施設の維持・誘導のほか、老朽化した公共施設の建て替え等に当たっては、**目指すべきまちづくり・都市構造の実現を推進するため、これらの施設・機能をどこに配置・誘導していくべきなのか、方針とその区域を「今まさに」**立てておくことが必要。

立地適正化計画を策定し、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進

居住誘導区域を設定して誘導

都市機能誘導区域を設定して誘導

◎コンパクトシティをめぐる誤解

誤解	前提
一極集中	多極型 ・中心的な拠点だけではなく、旧町村の役場周辺などの生活拠点も含めた、多極ネットワーク型のコンパクト化を目指す
全ての人口の集約	全ての人口の集約を図るものではない ・たとえば農業等の従事者が農村部に居住することは当然 ・居住誘導区域外における居住を否定するものではない
強制的な集約	あくまで「誘導」による集約 ・インセンティブを講じながら、時間をかけて緩やかに居住の集約化を推進（誘導）

2 まちの状況

- 人口減少の進行
H27年（2015年）：41,192人
15,000人以上減少
R27年（2045年）：25,318人
- 都市機能の分散
・交通、商業、医療、教育、行政等の一部の都市機能が分散して立地
- 災害リスク
・市街地の広範囲が浸水想定区域に含まれる
- 公共施設の老朽化
・R23年（2041年）には、建築後30年経過した施設が全体の93.3%を占める

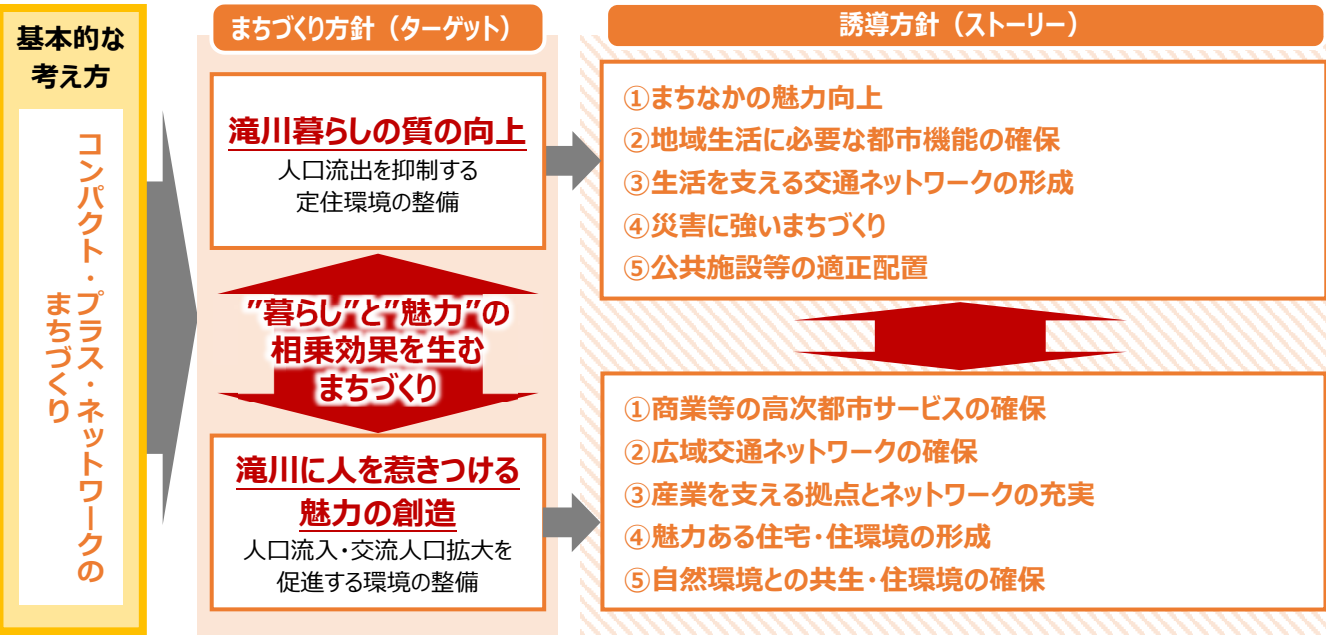
このまま対策を講じないままですと…

- ①生活利便性の低下
・各地区にある商業施設、医療施設等の撤退
・公共交通利用者数の減少による、さらなるサービス水準の低下



- ②被災可能性のある地域への居住が継続される
- ③空き家・荒廃地の増加
- ④厳しい財政状況の深刻化
- ⑤コミュニティの維持が困難

3 まちづくり方針・誘導方針



4 将来都市構造

将来都市構造は、「誘導方針」を展開する対象として、「広域」-「市街地」-「農村部・郊外部」という3層構造で構成したコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を目指します。

3層構造のコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造

広域の交流を支える拠点・ネットワークを形成

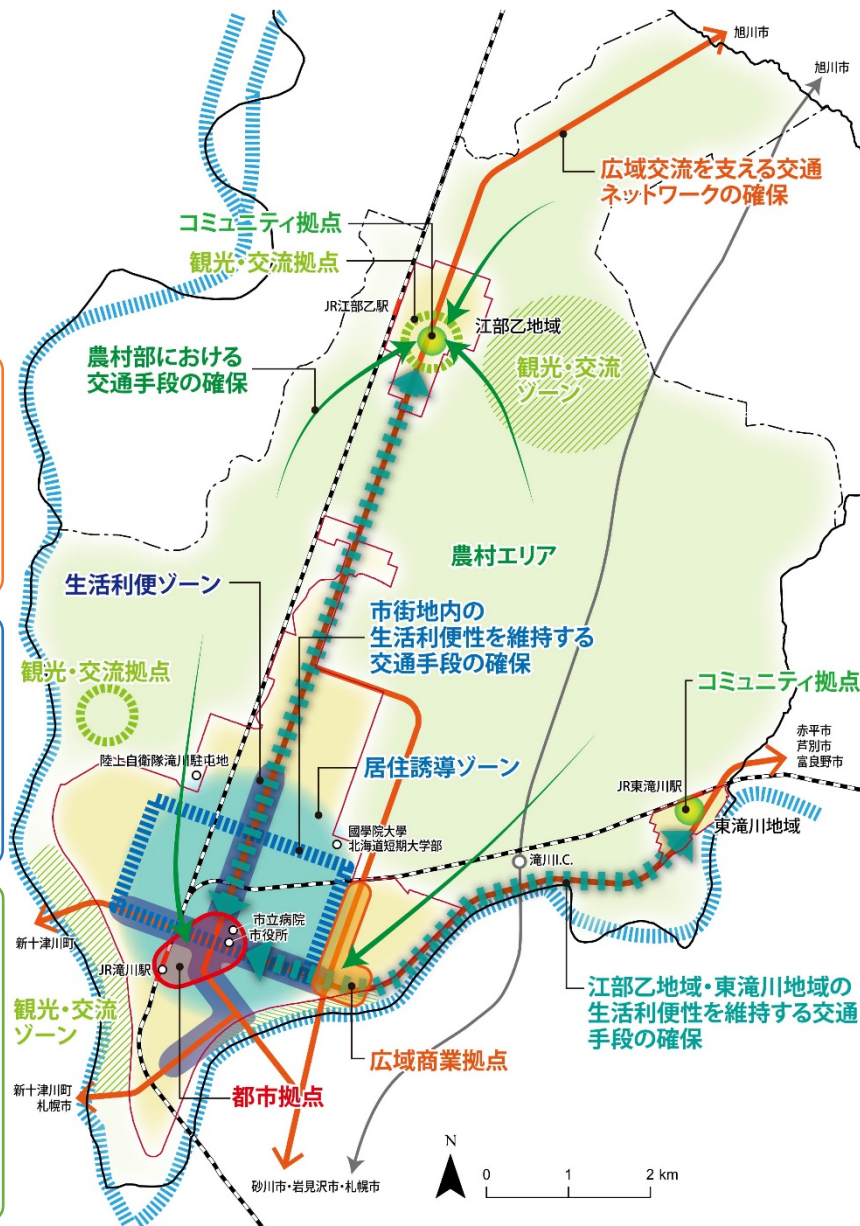
- **都市拠点**…JR 滝川駅～市役所周辺における拠点機能の強化と魅力創造
- **広域商業拠点**…国道 12 号滝川バイパス沿道における商業機能の確保 等

生活機能と公共交通が一体となった利便性の高い市街地を形成

- **生活便利ゾーン**…国道沿道における生活便利機能の維持・確保
- **居住誘導ゾーン**…コンパクトな市街地の形成と公共施設の適正配置 等

農村部・郊外部における暮らしを守り、魅力を創造

- **コミュニティ拠点**…江部乙地域、東滝川地域における地域コミュニティや交流活動の拠点となる場の形成
- **観光・交流拠点／観光・交流ゾーン**…自然環境や地域資源を生かしたさらなる魅力を創造し、交流人口拡大を図る拠点・ゾーンの形成 等



5 誘導区域・誘導施設の設定

居住誘導区域の設定

将来的に一定程度の人口密度を維持するエリアを基本に、居住の安全性と利便性を考慮して設定します。

《具体的な区域設定の基本的な考え方》

- ① 原則として災害リスクの大きいエリアは含めない
- ② 生活利便施設の維持が見込まれる人口密度がある程度確保されるエリアを設定する
- ③ 公共交通ネットワークが維持できるエリアを設定する
- ④ 現状で、都市基盤（道路）が狭隘で脆弱なエリアは含めない

都市機能誘導区域の設定

将来都市構造の実現に向けて、何から取り組んでいくのか「選択と集中の意思」を市内外に示すものと考え設定します。

《具体的な区域設定の基本的な考え方》

- ① 居住誘導区域内に設定
- ② 都市拠点の核となる施設の立地状況を踏まえて設定（都市拠点の核となる交通、行政、医療を包含し、主に商業地域が指定されているエリアを設定/JR 滝川駅を中心とした徒歩圏（800m 圏）、滝川市役所を中心とした徒歩圏（800m 圏）が重なるエリアを中心に設定）

誘導施設の設定

滝川市の魅力や求心力を高める施設と、都市機能が都市機能誘導区域外に転出することで、都市構造や公共交通の維持に影響を与える施設などを位置付け、都市機能誘導区域への立地を誘導します。

《誘導施設の設定の視点》

- 都市拠点としての求心力・魅力、生活の質を高める施設
- 都市構造に影響を与える施設
- 新たに立地を誘導すべき施設
- 今後も区域内に立地することが望ましく、機能を維持し続けることが求められる施設

《誘導施設一覧》

- ① 緑地、広場、② ホール、③ スーパーマーケット、④ 屋内遊戯施設、⑤ 病院・診療所（産科）、⑥ 運動施設（フィットネス等）、⑦ こども発達支援センター、⑧ 保健センター、⑨ 幼稚園、⑩ 保育園、認定こども園、⑪ 図書館、⑫ 科学館、⑬ 官公庁施設

※届出制度

- 居住誘導区域外で住宅を含む開発行為及び建築等を行う場合や、都市機能誘導区域外で誘導施設を含めた開発行為及び建築等を行う場合は、市長への届出が必要です。
- 詳細は、市公式ホームページでご確認又は直接担当課にお問い合わせ下さい。

